

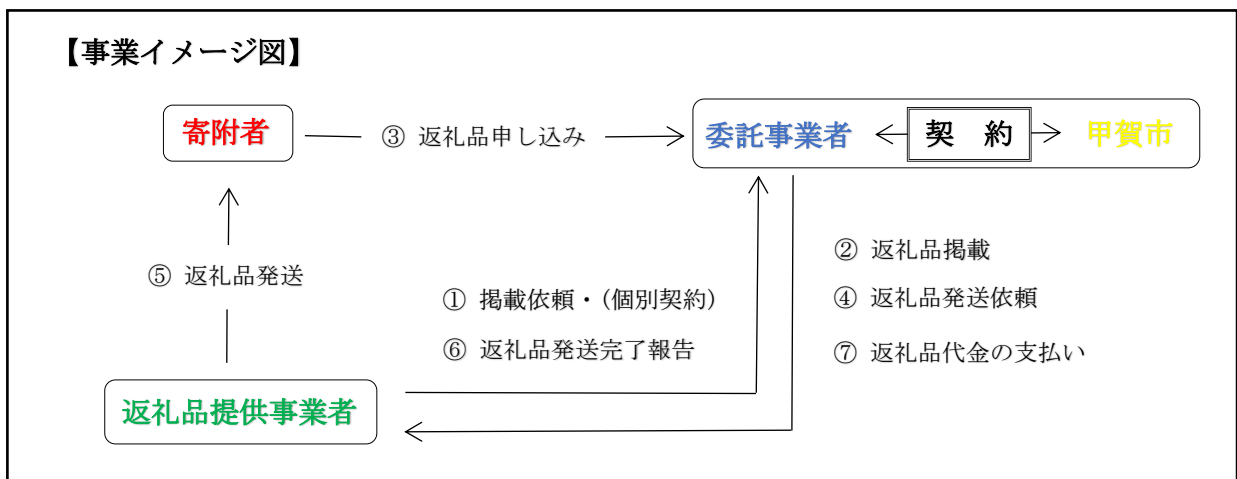
# 甲賀市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

## 1. 目的

あい甲賀ふるさと応援基金条例（平成20年甲賀市条例第44号）およびあい甲賀ふるさと応援寄附金取扱要綱（平成29年甲賀市告示第81号）により、甲賀市（以下「市」または「本市」）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者（以下「寄附者」）に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本市の魅力発信や地元特産品のPRならびに販路拡大による本市経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

## 2 事業概要

- (1) 本市の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて返礼品パンフレットや専用のWEBサイトから、希望する商品を自由に選択できる制度を採用します。提供いただく商品が、本市ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、返礼品パンフレットやWEBサイトを通じて広く紹介します。
- (2) 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、市は返礼品取扱業務全般を指定する事業者（以下「委託事業者」）に委託します。



### 3. 返礼品提供事業者の要件

- (1) 返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。  
ただし、要件に適合していても、本市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。
- ① 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）であること。ただし、市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市をPRしていると認められる場合は、市外の事業者も可能とします。
  - ② 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
  - ③ 委託事業者指定の宅配業者で発送できる事業者であること。
  - ④ 甲賀市個人情報保護条例および関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

### 4. 返礼品の要件

- (1) 3の要件を満たす返礼品提供事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。
- ① 市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っているもの。
  - ② 本市の魅力を発信する商品等であること。
  - ③ 品質および数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
  - ④ 全国発送に際し、品質が保持される商品等であること。
  - ⑤ 食品については、委託事業者および配送業者と調整の上、寄附者に商品

到着後品質が保証されるものであること。

- ⑥ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
  - ⑦ 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
    - ア 市内および市施設内にてサービスが提供されること。
    - イ 市内の地域資源を利用していること。
    - ウ 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
    - エ 安全性の配慮に努めること。
  - ⑧ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。
- (2) 返礼品の価格は、寄附金額の3割を上限とし、かつ、返礼品の価格は原則定価3,000円以上とし、消費税と梱包代金等を含むものとします。また、市は返礼品の価格および送料の実費を負担します。
- (3) 本市のふるさと納税専用のWEBサイトを複数使用して同一商品を掲載する場合は、他と同額の寄附金額で掲載する必要があります。
- (4) 返礼品提供事業者が提供できる返礼品の掲載件数は1サイトあたり、30件までとなります。なお、同一商品（サイズ・規格違い等）も件数に含みます。
- (5) すでに出展されている同種の返礼品については、他事業者は掲載することが出来ません。

## 5. 返礼品提供事業者として登録することの効果

- (1) ふるさと納税（寄附金）制度を通じた新たな販売経路が期待できます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトや、委託事業者が運営するふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等および事業者のPRができます。

- (3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。ただし、返礼品提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、個人情報の適切な取り扱いにより、返礼品発送時のみとし、商品のみ送付の場合と送料が変動しないこととします。
- (4) 市のホームページや、市が作成・配布（委託事業者が作成する媒体を含む。）するふるさと納税パンフレット等に返礼品を掲載する場合があります。なお、本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがあります。

## 6. 応募方法

- (1) 甲賀市ふるさと納税返礼品事業者参加申込書（別紙）をご記入の上、下記の問い合わせ先までご提出下さい。

## 7. 募集期間

- (1) 応募は、下記の問い合わせ先において、随時受付をしています。

## 8. その他の留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わす場合があります。
- (2) 市は、必要に応じて返礼品提供事業者と返礼品等についての協議を行うことがあります。
- (3) 他の返礼品提供事業者と価格競争を行うような行為はお控えください。また、返礼品の価格については、別途に協議を行うことがあります。
- (4) 本市のイメージを損なう事態を招いた場合は、市は登録を取り消すことがあります。
- (5) 掲載中の返礼品が食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法などに抵触している恐れがある場合は、その解決が図れ

- るまでの期間は掲載できません。
- (6) 市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品提供事業者へ返礼品見本の提供のお願いをすることがあります。
  - (7) 返礼品提供事業者は、住所や電話番号等に変更が生じた場合は、甲賀市ふるさと納税返礼品事業者参加申込書（別紙）で、速やかに市へ報告することとします。
  - (8) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質および発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市および委託事業者へ報告することとします。
  - (9) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに市および委託事業者へ報告することとします。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。
  - (10) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もあります。
  - (11) ふるさと納税（寄附金）制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合があります。
  - (12) その他、必要に応じて本要項を変更する場合があります。

問い合わせ先

甲賀市総合政策部政策推進課 政策推進係

〒528-8502

甲賀市水口町水口6053番（本庁舎3階）

TEL：0748-69-2105（直通） FAX：0748-63-4554

メールアドレス：koka10041000@city.koka.lg.jp